

協議第59号 地域振興事業の取扱いについて

地域振興事業の取扱いについて提出する。

平成16年 7月22日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

地域振興事業の取扱いについて

地域振興事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1. コミュニティ施策である各種補助金等については、現行の事業を新市に引き継ぎ、新市において速やかに内容等を調整し、新たな制度を制定する。
2. 自主活動グループ（NPO等）への支援については、現行の事業を新市に引き継ぎ、新市において速やかに内容等を調整し、新たな制度を制定する。
3. ダム流域対策事業については、新市に引き継ぐ。

平成16年 9月 2日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協定項目	地域振興事業の取扱い			関係項目	コミュニティ施策	
調整の内容	コミュニティ施策である各種補助金等については、現行の事業を新市に引き継ぎ、新市において速やかに内容等を調整し、新たな制度を制定する。					
	現			況		
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容	
市 町 村 別 内 容	コミュニティ 施策	<p>【組織及び支援の状況】</p> <p>地域活性化事業補助金 地域の特性を生かし、自立自助の精神にた って、創意工夫をこらし、地域住民が誇りに 思うような生き活きた個性ある地域づくり を推進するため実施する事業に要する経費に 対し助成金を交付する。</p> <p>1. 対象者 110の行政区及び地域の活性化を目指 す一定地域</p> <p>2. 補助金 事業実施の5年間は10万円以内 6年目は9万円以内 7年目は7万円以内 8年目は5万円以内 9年目は3万円以内</p> <p>3. 実績 平成14年度 30千円 平成15年度 0千円</p>	<p>【組織及び支援の状況】</p> <p>ふるさと活性化推進事業補助金 ・地区住民が「自ら考え自ら実践する」ふる さとづくりを推進することを目的とする。</p> <p>1. 団体数 38行政区及び町民活動団体が対象</p> <p>2. 補助金 1団体 100万円限度</p> <p>3. 実績 平成14年度 8件(4,000千円) 平成15年度 5件(4,000千円)</p>	<p>【組織及び支援の状況】</p> <p>泗水町地域づくり推進事業補助金 ・地域住民の発案により自らの地区における地域 づくりを行うことを目的とする。</p> <p>1. 対象者 各行政区及びこれに準じる区域の代表者</p> <p>2. 補助金 1団体につき、40万円を限度とし最低5 万円以上の事業に取り組むこと。</p> <p>3. 補助対象事業 (1)地域の景観づくりに関する事業 (2)地域の文化づくりに関する事業 (3)地域の人づくりに関する事業</p> <p>4. 年間予算 平成16年度予算 8,000千円</p>		
			<p>ふるさとおこし推進協力負担金 ・住民自治と地域の個性や潜在的能力をいか した、まちづくり推進の支援地域の活性化を 目的とする。</p> <p>1. 団体数 38行政区</p> <p>2. 交付額 1団体 10万円</p> <p>3. 実績 平成14年度 3,800千円 平成15年度 3,800千円</p>	<p>旭志村ほたるを育てる会補助金 ・ホタルの生息する環境を整備して、ホタル の保護増殖を行うことにより、村民の生活 環境をよくし、併せて会員の親睦を図るこ とを目的とする。</p> <p>1. 団体数 6地区</p> <p>2. 補助金 定額+ホタル鑑賞時の交通整理員の延べ 人数、日数及び清掃活動等により算定</p> <p>3. 実績 平成14年度 565千円 平成15年度 554千円</p>	<p>泗水町環境美化活動推進交付金 ・道路・河川に対する住民の愛護精神を高揚し 美しいまちづくりのため、環境美化活動を推進 することを目的とする。</p> <p>1. 団体数 区長と協議の上、活動区域を設定する。 活動を実施する区</p> <p>2. 実績 (平成14年度) 交付金 1,200千円(47行政区、3団体) 報償費 1,200千円(47行政区、3団体) (平成15年度) 交付金 1,199千円(47行政区、3団体) 報償費 999千円(47行政区、3団体)</p> <p>3. 功績者の表彰 環境美化活動功績者を表彰(年1回)</p> <p>4. その他 年3回町内一斉に環境美化活動を実施 (例年5・7・9月)</p> <p>5. 問題点課題等 県管理合志川河川沿いは、町が委託を受け ている。現在は、本規程により区長会にて依 頼して実施している。本活動を止めれば、町 が実施する必要が生じる。</p>	<p>七城町のふるさとおこし推進協力 負担金については、七城町の例によ り新市に引き継ぐが、交付額、交付 対象等の内容については、類似事業 等を考慮し、速やかに新市において 調整する。</p> <p>旭志村の旭志村ほたるを育てる会 補助金については、旭志村の例によ り新市に引き継ぐが、補助額、補助 対象等の内容については、類似事業 等を考慮し、速やかに新市において 調整する。</p> <p>泗水町の環境美化活動推進交付金 については、泗水町の例により新市 に引き継ぐが、交付額、交付対象等 の内容については、類似事業等を考 慮し、速やかに新市において調整す る。</p>

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目	地域振興事業の取扱い	関 係 項 目	自主活動グループ（NPO等）の支援	
調 整 の 内 容	自主活動グループ（NPO等）への支援については、新市において速やかに内容等を調整し、新たな制度を制定する。			
	現 況			
市 町 村 名	菊池市	七城町	旭志村 泗水町	
市 町 村 別 内 容	<p>自主活動グループ（NPO等）の支援</p> <p>菊池市ふるさと創生人材育成補助金</p> <p>1 対象者 原則として学生を除く18歳以上40歳以下の者</p> <p>2 補助金 地域づくりに必要となる旅費で1/2以内（5万円を限度）</p> <p>3 実績 平成14年度 0件（0千円） 平成15年度 2件（100千円）</p>	<p>七城町国内外研修事業補助金（人材育成）</p> <p>1 事業内容 町及び、各種団体等が主催する人材育成のための国内外研修に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 交付対象 町に住所を有し、原則として15歳以上65歳未満の心身ともに健康である者。 各種団体（一般研修、専門分野研修）</p> <p>3 支援内容 (1) 海外研修 1人当たり30万円を上限 (2) 国内研修 1人当たり10万円を上限 補助対象経費の3分の2を補助する。</p> <p>4 実績 平成14年度 5件（782千円） 平成15年度 3件（210千円）</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p> <p>菊池市のふるさと創生人材育成補助金及び七城町の国内外研修事業補助金については、新市において統合し、新たに人材育成に関する補助金制度を制定する。</p> <p>菊池市のわがまちづくり支援事業については菊池市の例により新市に引き継ぐが、支援内容については、類似事業等を考慮し、速やかに新市において調整する</p>

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目	地域振興事業の取扱い	関 係 項 目	菊池市ダム流域対策事業
調 整 の 内 容	ダム流域対策事業については、新市に引き継ぐ。		
	現		況
市 町 村 名	菊池市	七城町	旭志村
市 町 村 別 内 容	<p>【菊池市ダム流域対策事業】</p> <p>1. 目的 竜門ダム下流の迫間川流域の水質保全や住環境の改善及び地域の活性化を図るため、菊池市ダム流域対策協議会を平成15年4月に設置し、地区住民からの意見要望を取りまとめ、国や県に対して、事業実施を働きかける。</p> <p>2. 取組状況 ・協議会開催：年2回（4月・9月） ・現地調査：年1回（9月） ・要望書提出：年1回（8～9月予定） 国土交通省菊池川河川事務所 熊本県菊池地域振興局</p> <p>3. 今後の取り組み 現地調査等による地元関係住民の意見聴取及び要望事項の取り組みについて推進を働きかけていく。</p>	該当なし	該当なし

協議第59号 地域振興事業の取扱いについて 参考資料

地 域 名	調 整 方 針
西彼中部3町合併協議会 (長崎県)	コミュニティ施策の取扱いについては、現行の施策を新市に引き継ぎ、合併後に必要に応じて調整する。
宇佐両院地域市町村合併協議会 (大分県)	地域づくり活動のための団体支援、人材育成については、当面現行のとおりとし、新市で調整する。
久留米広域合併協議会 (福岡県)	コミュニティ施策については、次のとおり取扱うものとする。 ・自治会活動支援制度については、久留米市の例により統一する。また、当分の間、田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の行政区支援を行うものとし、その制度内容については、合併までに調整する。
菊池南部四町合併協議会	各町が行っている地域で取り組むまちづくりへの支援事業については、新市発足までに制度を統一し、行政区・自治会又は小学校区等を単位とする地域づくり事業として実施するものとする。ただし、旧町において事業が完了していない場合は、当該事業が完了するまで旧町の制度によるものとする。
玉名地域1市8町合併協議会	地域づくり関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに新たな制度を設けるものとする。
山県郡西部三町村合併協議会 (広島県)	コミュニティ施策については、住民活動の高揚に資するため、新町において引き続き推進する。
山県東部合併協議会 (広島県)	コミュニティ活動支援事業に係る現行制度については、合併時に廃止し、自治の確立及び住民と行政との協働機能の強化を図るため、既存のコミュニティ組織の育成や新たなコミュニティ組織の設立など、地域の活性化に対する支援を重点施策として推進できるよう、新町において定める。